

弁護士報酬の一部負担に関する問題について立法技術上，検討すべき事項
 （平成9年1月31日民訴費用制度等研究会報告書32、33頁による）

問 題	研究会での検討状況等
<p>特定の審級に限り導入することとすべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上告審又は最高裁判所の事件に限定するか。 ・ 控訴審又は高等裁判所以上の事件とするか。 ・ 地方裁判所以上の事件とするか。 <p>新民訴法で導入された少額訴訟には導入すべきではないとする点では意見が一致した。他の簡易裁判所の事件について導入すべきかについては意見が分かれた。控訴審以上の事件又は上告審のみの事件に限定すべきであるという意見はなかった。</p>
<p>上訴された場合をどのように規律するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審級ごとに敗訴者負担額を上乗せするのか。 ・ 同一弁護士が上訴審をも担当した場合は減額するのか。
<p>訴訟代理人が複数選任された場合をどうするのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツのように負担額は1人分に限るか。
<p>共同訴訟において当事者本人が複数の場合をどうするか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数当事者が同一の訴訟代理人を選任したとき，1人分か。 ・ 複数人分か。 <p>立法政策の問題ではあるが，公平の観点から考える必要がある。</p>
<p>訴訟費用の枠内で考えるかどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敗訴者が負担する訴訟費用の中に弁護士費用の額を組み入れる方式（弁護士費用を含めた訴訟費用全体について裁判所が負担割合を定めることを意味する。） ・ 訴訟費用負担の定めとは別に弁護士費用の敗訴者負担額を考える方式（その他の訴訟費用の負担割合とは別の割合を弁護士費用について定め得ることを意味する。） <p>前者で「弁護士費用につき9対1，その他の訴訟費用につき7対3」という定め方が適法と解されるならば，差異は解消されることになる。</p> <p>仮に弁護士費用の敗訴者負担額を裁判所の裁量に委ねる方式を採用するのであれば，一度裁量で定められた額につき再度負担割合を乗ずることは裁判所の裁量が2度にわたって行われることになる。したがって，裁判所の裁量に委ねる方式は，他の訴訟費用の外で考える方式になじむものであるという意見があった。</p>

問 題	研究会での検討状況等
<p>訴訟の提起を萎縮させないための方策</p>	<p>第1 裁判所が政策形成型の訴訟と認めるときは敗訴者負担を免除するという方式 第2 労働事件，行政事件等のように類型を設定して，敗訴者負担を排除する方式 第3 政策形成型の訴訟の提起は，法律扶助ないし公的機関等の援助のもとに行われるべきものであるとの意見</p> <p>必ずしも立法技術上の問題ではないが，いわゆる政策形成型の訴訟，すなわち，ある程度敗訴を覚悟した上で一定の政策ないし世論形成を目指す訴訟に対する影響を考えるべきであるという意見が一部の委員から有力に述べられた。</p> <p>第1の方式に対しては裁判所の裁量に委ねることにつき，消極論の論拠（弁護士費用が公定化ないし定額化され，やがて全般的な低額化につながるおそれがある。弁護士を裁判所に従属させ，弁護士の職務の独立性に対する妨げとなる危険性がある。）が妥当し，また，原告敗訴でありながら敗訴者負担を免除することは裁判所に対して困難な判断を迫ることになることが指摘された。</p> <p>第2の方式に対してはドイツやフランスのように特別裁判所が設けられているところでは困難がないものの，全ての事件を通じて裁判所が扱う我が国の制度になじむかという点が指摘された。</p> <p>第3に対しては法律扶助等の援助を行うとしても，扶助の要件として「勝訴の見込み」が必要である以上，いわゆる政策形成型の訴訟であってもその要件を充足する必要があるし，そのような訴訟であるからというだけで要件を緩和することが適切かという問題点が指摘された。</p> <p>一般の訴訟についても資力に乏しい原告に対する影響という問題がある。例えば，訴訟救助を受けた原告が予測に反して敗訴した場合，弁護士費用を負担させないという制度も考えられなくはない。しかし，勝訴した被告から納得を得ることは困難であろう。そうすると，訴訟救助に関する勝訴見込みの判断が厳格となる可能性が高いという反論が説得力を持つことになるであろうとの意見があった。</p>
<p>弁護士の偏在</p>	<p>弁護士の偏在を考慮して，直ちに全国一律で施行するのではなく，例えば，弁護士の数が多く本人訴訟率も比較的低い政令指定都市に限定してまず施行するとの考えに対しては，司法の根幹に関わる制度を全国一律に適用しないことは問題であり，研究会ではこれを支持する意見はなかった。</p>